

議 第 3 3 号

市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市市立学校設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 1 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市立学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 剣野小学校の項中「剣野小学校」を「西小学校」に改め、同表鯨波小学校の項を削り、同表日吉小学校の項中「日吉小学校」を「桜通小学校」に改め、同表中通小学校及び米山小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



新潟県柏崎市立学校設置条例（昭和39年3月20日条例第28号）

改正後		改正前	
<b>別表第1</b>		<b>別表第1</b>	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
(略)		(略)	
西小学校	常盤台25番24号	魚野小学校	常盤台25番24号
榎原小学校	春日三丁目4番31号	鯨波小学校	大字鯨波乙1032番地
桜通小学校	大字土合806番地	榎原小学校	春日三丁目4番31号
(略)		日吉小学校	大字土合806番地
北鯖石小学校	大字中田1743番地2	(略)	
鯖石小学校	大字加納2628番地1	北鯖石小学校	大字中田1743番地2
(略)		中通小学校	大字曾地130番地
		米山小学校	米山町304番地4
		鯖石小学校	大字加納2628番地1
		(略)	